

平成28年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p><b>三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（制定）</b></p> <hr/> <p>1 教育に関する事務の職務権限の特例            地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとした。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日            平成29年4月1日</p> <p>(2) 三鷹市スポーツ推進審議会条例の一部改正            三鷹市スポーツ推進審議会を、教育委員会の附属機関から市長の附属機関へ改めるとともに、規定を整備することとした。</p> <p>(3) 経過措置            1及び2(2)に伴う経過措置を設けることとした。</p>
2	<p><b>三鷹市生涯学習審議会条例（制定）</b></p> <hr/> <p>1 目的及び設置            市民の社会教育を含む生涯学習の振興と施策の総合的な推進を図るため、市長の附属機関として、三鷹市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。</p> <p>2 所掌事項            審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、又は必要な意見を述べるができることとした。</p>

- (1) 生涯学習計画に関すること。
- (2) 生涯学習施策の基本的なあり方に関すること。
- (3) 生涯学習関係機関及び団体との連携協力と協働の推進に関する  
こと。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、生涯学習施策の推進に係る  
基本的事項

3 組織

審議会は、学識経験を有する者、社会教育を含む生涯学習及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに一般市民の中から、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織することとした。

4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げないこととした。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

5 会長及び副会長

審議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により定めること等とした。

6 臨時委員

特別の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができることとし、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱することとした。

7 その他会議、委任について定めることとした。

8 施行期日等

(1) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

(2) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正

ア 次のとおり報酬を定めることとした。

職 名	報酬日額
生涯学習審議会委員	10,000円

イ 併給の調整規定について、改めることとした。

(3) 三鷹市社会教育委員条例の一部改正

ア 職務

(7) 社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（以下「法」という。）第17条に定めるところにより、社会教育に関

	<p>する諸計画の立案、研究調査、意見提出等の職務を行うこととした。</p> <p>(イ) 委員は、法第13条に規定する社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項について、調査審議を行うこととした。</p> <p>イ 組織 委員の定数を「12人以内」から「20人以内」に改めることとした。</p> <p>ウ 臨時委員 特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとし、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者の中から教育委員会が委嘱することとした。</p> <p>エ その他規定を整備することとした。</p>						
<p>3</p>	<p><b>三鷹市多世代交流センター条例（全部改正）</b></p> <p>三鷹市多世代交流センターを設置し、三鷹市児童館条例の題名等を改めることに伴い、同条例の全部を改正することとした。</p> <p>1 目的及び設置 児童、青少年及び若者の健全育成を図り、多世代にわたる多様な市民の主体的な学習を保障し、社会教育を含む生涯学習の振興を図るため、多世代にわたる市民の交流を促進する三鷹市多世代交流センター（以下「多世代交流センター」という。）を設置することとした。</p> <p>2 児童館等 多世代交流センターは、1の目的を達成するため、児童福祉法第40条に規定する児童館であるとともに、4に定める多様な機能を有する施設とすることとした。</p> <p>3 名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="411 1697 1353 1939"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市東多世代交流センター (現行三鷹市東児童館)</td> <td>三鷹市牟礼二丁目13番19号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市西多世代交流センター (現行三鷹市西児童館)</td> <td>三鷹市深大寺二丁目3番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	三鷹市東多世代交流センター (現行三鷹市東児童館)	三鷹市牟礼二丁目13番19号	三鷹市西多世代交流センター (現行三鷹市西児童館)	三鷹市深大寺二丁目3番5号
名 称	位 置						
三鷹市東多世代交流センター (現行三鷹市東児童館)	三鷹市牟礼二丁目13番19号						
三鷹市西多世代交流センター (現行三鷹市西児童館)	三鷹市深大寺二丁目3番5号						

#### 4 事業

多世代交流センターは、次の(1)から(5)までの区分に応じ、事業を行うこととした。

##### (1) 児童館機能

ア 児童の健全な遊びの指導並びに児童の健全育成に関する講座等の開催及び情報の提供に関すること。

イ 中高生世代の健全な居場所づくりの推進に関すること。

ウ 子育て及び児童に係る相談並びに子育てに関する啓発及び支援活動に関すること。

エ 指導者及びボランティアの養成並びに地域団体等の支援に関すること。

##### (2) 若者支援機能

ア 若者の居場所づくり及び社会参加の促進に関すること。

イ 若者の相談に関すること。

##### (3) 生涯学習支援機能

ア 市民が生涯にわたって学ぶための機会の提供及び支援に関すること。

イ 市民が自主的に学ぶための活動の場の提供に関すること。

##### (4) 多世代交流機能

ア 多世代交流を図るための事業の推進に関すること。

イ 多世代交流に係る企画、調査及び研究に関すること。

##### (5) その他(1)から(4)までの区分に応じ、1の目的を達成するための事業

#### 5 使用料

多世代交流センターの使用料については、無料とすることとした。

#### 6 その他休館日、開館時間、使用の承認等について定めることとした。

#### 7 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成29年4月1日。ただし、7(2)は公布の日

##### (2) 準備行為

多世代交流センターの学習室等の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができることとした。

<p>4</p>	<p><b>三鷹市組織条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 部の新設及び分掌事務  スポーツと文化部を新設し、次に掲げる事務を分掌させることとした。</p> <p>(1) 芸術文化に関すること。  (2) 生涯学習に関すること。  (3) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>2 分掌事務の変更  (1) 生活環境部の分掌事務中「市民活動及び文化振興に関すること。」を「市民活動及びコミュニティ活動の推進に関すること。」に改めることとした。  (2) 子ども政策部の分掌事務中「児童青少年に関すること。」を「児童青少年、若者及び多世代交流に関すること。」に改めるとともに、「子どもの発達支援に関すること。」を加えることとした。</p> <p>3 施行期日  平成29年4月1日</p>				
<p>5</p>	<p><b>三鷹市公衆便所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 題名の改正  題名を「三鷹市公衆トイレ条例」に改めることとした。</p> <p>2 公衆便所の廃止</p> <table border="1" data-bbox="416 1637 1350 1733"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1637 855 1686">名 称</th> <th data-bbox="855 1637 1350 1686">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1686 855 1733">北野三丁目公衆便所</td> <td data-bbox="855 1686 1350 1733">三鷹市北野三丁目6番22号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 「公衆便所」を「公衆トイレ」に改めるとともに、規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日  平成28年11月1日</p>	名 称	位 置	北野三丁目公衆便所	三鷹市北野三丁目6番22号
名 称	位 置				
北野三丁目公衆便所	三鷹市北野三丁目6番22号				

## 建物明渡請求調停に係る和解について

東京地方裁判所平成 27 年（ノ）第 83 号の建物明渡請求調停申立事件について、東京地方裁判所調停委員会から調停案の提示を受け、これに合意し和解することとした。

## 1 申立ての相手方

さんりつ株式会社

## 2 申立ての趣旨

市は、相手方に対し、建物明渡しの調停を求める。

## 3 調停条項

(1) 相手方は、平成 28 年 12 月 12 日限り本件建物から退去し、市に対し、本件建物を明け渡す。

(2) 市は、相手方に対し(1)に定める日まで、本件建物の明渡しを猶予し、使用料相当金等の請求を行わない。

(3) 市は、相手方が市に対し、平成 10 年に本件土地及び建物を寄附した経緯並びに相手方の意向を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

ア 本件土地の西側に、三鷹市立児童遊園条例に基づく公の施設である 50 m<sup>2</sup>程度の児童遊園（以下「児童遊園」という。）を設置するものとする。

イ 児童遊園の名称を「下連雀さんりつ児童遊園(仮称)」とする。

ウ 児童遊園内に、児童遊園が設置された経緯を記した説明プレート（以下「プレート」という。）を設置する。

エ 児童遊園設置後、やむを得ない事情が生じた場合、市は、三鷹市立児童遊園条例の改正の手続を経て児童遊園を廃止できるものとし、この場合、相手方は市に対し、何ら異議を申し述べない。ただし、市が児童遊園を廃止する日が、平成 38 年 10 月 11 日以前の日である場合、市は、平成 38 年 10 月 11 日までの間、プレートを児童遊園が設置された敷地内に継続して設置するものとする。

(4) 市と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

7	平成 28 年度三鷹市一般会計補正予算（第 3 号）
8	平成 28 年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
9	平成 27 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
10	平成 27 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
11	平成 27 年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
12	平成 27 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
13	平成 27 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14	平成 27 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○ **特記事項**

教育委員会委員の任命について（1 件）